

第 2 5 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 2 9 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 1 3 分

4. 出席委員 (1 5 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (1 人)

1 0 番 長内悟

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 9 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可の意見について
 議案第 9 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 9 5 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 9 6 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 9 7 号 農作業の賃金協定の決定について
 議案第 9 8 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
 議案第 9 9 号 鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について
 報告第 5 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 5 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 鈴木 秀樹	総括主幹 貴田 尚人	主事 蒔苗 一輝
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 9 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 2 5 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5 番田村昭弘委員と 6 番菊池俊輔委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第95号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第95号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は12件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第96号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第96号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は8件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。
以上です。

議長 なお、この件に関して農業委員会会議規則第25条に基づき、本議案No.1が対象の成田春光委員は本案件終了まで退席をお願いします。

【成田春光委員退席】

議長 事務局から説明のありました議案第96号のNo.1について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
ただちに表決に入ります。
議案第96号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了しましたので、成田春光委員を復帰させます。

【成田春光委員着席】

議長 それでは、議案第96号のNo.2からNo.8について質疑討論ございませんか。

瀬戸委員 はい。貸借について、水利費の取り決めみたいなことはあるのでしょうか。賃借料に含まれている人もいるのでしょうか。

事務局 申請者それぞれです。

瀬戸委員 これといった決まりは無いということですね。

事務局 そうです。

瀬戸委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ちきります。
次に、議案第97号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第97号農作業の賃金協定の決定について。
令和6年度農作業の賃金協定について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。
この件につきましては、次のページの農作業等標準賃金表（案）として記載しております。

【農作業等標準賃金表について説明】

事務局 以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

菊池委員 はい。税込みの表記はどこかにありますか。

事務局 記載されていませんので、賃金表の方に後で追加して書いておきます。ありがとうございます。

三浦委員 はい。果樹の賃借料は、親子の使用貸借とかは含めての賃借料か。それとも、賃貸借分だけで使用貸借は含めていない賃借料なのか。

事務局 賃貸借のみで使用貸借は含めておりません。

議長 ほかにございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第98号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第98号令和6年度最適化活動の目標の設定等について。
令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2に基づく、令和6年度最適化活動の目標の設定等について決定を求める。
この案件については、農地利用最適化活動の推進について毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに県農業会議ホームページで公表すると共に県知事に報告することとなっております。

【議案第98号について説明】

以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

三浦委員 農業委員の人数の中にある中立委員とは何でしょうか。

事務局 農業委員を選任する際に、女性、青年、中立委員等いなければならないという決まりがあり、中立委員とは農家でない方、中立の立場にある方のことです。

三浦委員 わかりました。

瀬戸委員 はい。記載されている新規参入相談という会みたいなのはあるのでしょうか。

事務局 会というのはありませんが、県から新規就農の相談会の様なものが各地域で開催されていて、そのような案内はあります。昨年は2回参加しました。来年度も参加依頼ありましたら、お声がけしますのでその際はよろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第99号について事務局より説明願います。

事務局 議案第99号鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町の内移動適正化あっせん基準細則の一部改正について。

農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき、鶴田町農地移動適正化あっせん基準及び鶴田町農地移動適正化あっせん基準細則を別紙のとおり一部改正したいので付議する。

今回の改正について説明いたします。

【議案第99号について説明】

以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第93号から議案第95号及び議案第96号のNo.2からNo.8及び議案第97号から議案第99号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第56号について事務局より説明願います。

事務局 報告第56号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1からNo.3について、双方合意により解約した旨の通知がありました。

合意解約した日につきましては、記載のとおりです。

以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第57号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.5については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後2時05分)

【暫時休憩】

再会します。(午後2時12分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第25回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後2時13分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月18日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____